

## 福祉車両貸出し利用のご案内

島田市社会福祉協議会（以下社協）では、公共交通機関を利用することが困難な車いす利用者や寝たきりの方に、外出支援のひとつとして車の貸出しを行い社会参加のお手伝いをします。

～貸出し車両～

島田地区 ハイエース・ファンカーゴ

金谷地区 ザッツ



ファンカーゴ



ファンカーゴ



ザッツ

～福祉車両とは、車いすや寝台(ストレッチャー)に乗ったまま車に乗り込み移動できる車のことです～

### 島田地区での貸し出し

島田市中央町5-1（プラザおおるり1階）

電話：35-6244

F A X：34-3261

受付時間：8時30分～17時15分

### 金谷地区での貸し出し

島田市竹下470-2

（金谷北地域交流センター）

電話：47-1877

受付時間：8時30分～17時15分

### 川根地区での貸し出し

島田市川根町身成3100

電話：53-3895

F A X：53-3722

受付時間：8時30分～17時15分

### 業務について

- 福祉車両についての問い合わせ
- 電話予約
- 申請書提出受付
- 鍵の受け渡し
- 車両説明
- 福祉機器（車いす・ストレッチャー）の貸出

## 対象者について

- 自力での歩行が困難で、外出の際移動が困難な方が対象です。
- 利用につきましては、登録の手続き完了の方  
(登録、利用申請につきましては、社協窓口にて行なっております。)

※福祉タクシーでは、  
ありません。  
営業ではありません。  
あくまでも公共の事業  
です。

## 利用について

### ●稼働日時

平日の貸出しを行なっています。(ただし、12月29日から1月3日までは除く)  
原則として8時30分から17時00分までです。(当日返却が原則です。)  
(ただし、早朝・夜間の利用、土日祝日の利用についてはご相談ください。)  
原則、月に利用できるのは2回までです。

### ●利用範囲

病院・施設への送迎、官公庁等への行政サービスの申請、福祉団体が主催する行事への参加等の  
利用で、当日に返却できる範囲とします。

### ●利用料

利用料は無料です。ただし燃料については、利用者に負担していただきます。  
利用する距離に応じて、ガソリンを給油していただきます。  
給油については、『給油早見表(別紙)』を参考にしてください。  
給油所の指定はありませんが、給油をしてから返却していただきます。

### ●介助者

車両利用にあたっては、介助者(同乗者)が必要となりますので利用者が定めてください。

## 手続きについて

- 利用につきましては、登録申請、利用申請を提出していただきます。
- 車両の空き状態の確認や予約については、電話でも受付けますが、利用申請につきましては、必ず窓口にて1週間前までに手続きをお願いします。（ボランティア運行の場合は、2週間前まで）

### ●福祉車両貸出しの手続き

#### 【1】登録をします。（初回のみ）

- ① 登録申請（様式第1号）、誓約書（様式第2号）を記入し提出してください。
- ② 登録許可書（様式第4号）が発行されます。（登録No.が決定します。）

#### 【2】予約・使用申請をします。

- ① 電話で空き状況を確認し、予約をしてください。  
※次のことを職員に伝えてください。
  - ・名前・利用日・利用時間（予約時間が分かれば伝えてください）
  - ・運転者の有無
  - ・福祉機器（車いす・寝台ストレッチャー）の利用の有無。
- ② 使用申請の手続きをしてください。利用申請書（様式第5号）に記入し提出してください。
- ③ 利用承認通知書（様式第6号）が発行されます。
- ④ 初めて利用の際は、取り扱いの説明を行います。

#### 【3】福祉車両貸出し当日は、窓口にお越しください。

- ① 鍵と運行表のファイルをお渡しします。
- ② 返却前に規定（給油早見表）に従って、給油をしてください。
- ③ 使用後は、指定の駐車場に戻してください。
- ④ 運行記録簿は、必要事項を記入してください。
- ⑤ 鍵と運行表のファイルを窓口に戻却ください。
- ⑥ 次回予約がありましたら、職員に申し出てください。

### ●事故の場合の手続き

自動車損害賠償責任保険および任意保険の限度内において保険を使用できます。

ただし、交通違反等による事故の場合は、利用者負担となる場合があります。

※使用中に事故が発生した場合は、必要な処置をとり、速やかに連絡をしてください。

※保険については、補足【2】をお読みください。